平成２５年（フ）第４１２１号
大阪市淀川区三国本町２丁目１番37号
破産者　エムアンドシー株式会社
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３９号
大阪府堺市東区北野田467番地の１
破産者　有限会社Ｙ’ｓサクセス
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
兵庫県姫路市香寺町須加院338番地158
破産者　小林建設株式会社
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７３号
島根県出雲市湖陵町差海1700番地１
破産者　有限会社中尾畜産
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３９号
島根県出雲市駅南町２－２－１
破産者　有限会社ＰＲＡＮＡ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１４３号
岡山市北区奥田１丁目７番10号　ベクトルガーデン奥田205号室
破産者　瀧下　政美
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８１号
広島市安佐南区相田５丁目15番22号
破産者　株式会社シラカワ建装
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９号
鹿児島県いちき串木野市湊町２丁目267番地
破産者　株式会社ｓｗｅｅｔｓ　ｔａｋａｍｏｒｉ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
北海道室蘭市東町２丁目６番７号―501
破産者　株式会社イオス
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１１４０号
東京都日野市高幡1025番地リヴェール高幡７―107
破産者　山口　義広
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７１号
東京都立川市若葉町２丁目48番地の19真ハイム201号
破産者　小柳津青也
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３５６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2239番地７レオパレスフォーチュン21　103号
破産者　生田　大介
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３７５号
東京都町田市図師町2252医療法人社団正心会よしの病院、住民票上の住所神奈川県横浜市南区中村町３丁目211番地横浜市中央浩生館
破産者　鬼頭　　充
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０１０号
横浜市旭区笹野台３丁目43番３号
破産者　有限会社ラインアート
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７号
新潟市東区物見山４丁目４番12号
破産者　株式会社越佐防災設備
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
三重県伊勢市常磐１丁目５番16号
破産者　山口　　清
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
広島市中区鉄砲町７番13号ＣＤビル１階
破産者　株式会社三亀
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９号
香川県高松市上福岡町892番地３
破産者　株式会社四国フソウ
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１号
高知県高岡郡中土佐町久礼字楠ノ川3838番地
破産者　株式会社ケービーケーフーズ
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２０８号
茨城県稲敷郡美浦村大字大谷234番地
破産者　西山　　明
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３０号
茨城県つくば市島名4436番地（香取台Ｂ57街区１）ガレリアヴェール527号
破産者　林　　哲生
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３７９号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目12番23号
破産者　加藤　克己
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係